

# 01

## 平塚市テレワーク導入支援補助金

### 【募集要領】 第2版

【補助対象期間】令和2年2月17日から令和3年3月31日

【申請受付期間】令和2年9月1日から令和3年3月31日

【送付先】〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当

平塚市テレワーク導入支援補助金 担当 宛

【問い合わせ先】平塚市産業振興課

受付時間：平日8時30分から17時まで

電話：0463-21-9758

各様式は、平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。  
郵送での申請となります。窓口での申請は原則行えません。

令和2年9月1日

平塚市産業振興部産業振興課

TEL: 0463-21-9758

FAX: 0463-35-8125

E-mail: sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

# 目次

1	目的	1
2	補助金額	1
3	申請の受付期間	1
4	補助対象期間	1
5	補助対象者	1
6	補助対象事業	2
7	補助対象経費	2
8	補助金交付までのスケジュール	5
9	補助金交付申請方法	5
10	経費の支払い（国助成金で支給対象外の端末機器を購入した事業者のみ）	6
11	交付決定及び交付額確定	7
12	補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還	7
13	補助額確定後の手続き	8
14	その他注意事項	8
15	各種申請書の記載例	9
	【第1号様式】平塚市テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書	10
	【第2号様式】事業者情報調書	13
	【第3号様式】平塚市テレワーク導入支援補助金誓約書	14
	【第4号様式】端末機器購入費に関する支出調書	15

## 1 目的

この制度は、「新しい生活様式」に対応した働き方を実践するため、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース及び新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（以下「国助成金」という。）を活用してテレワークを導入した場合に、その経費の一部を補助することで、市内中小事業者等の非対面型ビジネスモデルへの転換を支援することを目的としています。

## 2 補助金額

補助金の支給額は、一補助対象事業者に対して、以下のとおりです。

### （１）国助成金の上乗せ

国助成金の支給対象経費に対して上乗せ補助します（市内事業所で実施したものに限り）。

補助率	補助上限
1/4	100万円

### （２）端末機器購入費

国助成金で支給対象外となった端末機器の購入費を補助します。

補助率	補助上限
3/4	50万円

## 3 申請の受付期間

令和2年9月1日(火)から令和3年3月31日(水)まで【当日消印有効】

予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了します。

申請は、1回限りです。

## 4 補助対象期間

令和2年2月17日(月)以降に実施したものであり、かつ、令和3年3月31日(水)までに実施する事業が対象です。

令和2年2月16日以前に実施したものについては、補助対象外となります。また、実施が令和3年4月1日以降になるものについても、補助対象外となります。

## 5 補助対象者

申請にあたっては、以下の(1)～(4)のすべての要件を満たす必要があります。

### （１）国助成金の支給決定を受けていること

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース及び新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）のいずれかの支給決定を受けた事業者であること。

詳細は厚生労働省ホームページの働き方改革推進支援助成金のページをご確認ください。

（テレワークコース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/telework\\_100](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_100)

[26.html](#)

(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikite/lework.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikite/lework.html)

(2) 平塚市内に事業所を有すること

(3) 市税の滞納がないこと

市税の滞納が「新型コロナウイルス感染症の影響による市税徴収猶予(地方税法附則第59条第1項に基づく徴収猶予)」を受けたもののみの場合には、申請可能です。詳細はお問い合わせください。

(4) その他以下に掲げる要件に該当しない者

- (ア) 平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (ウ) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (エ) その他市長が適切でないとする者

## 6 補助対象事業

補助対象となる事業は、国助成金の支給決定を受けて行うテレワーク導入のうち、市内事業所において実施されるものです。

## 7 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、以下の各事項のすべてを満たすものであり、かつ、(2) 補助対象経費一覧に定める経費が補助対象となります。

- (ア) 市内で実施する事業に要する経費のうち、令和2年2月17日以降に導入(納品等)し、令和3年3月31日までに支払いを終えた経費
- (イ) 用途、単価、規模等の確認が可能である経費
- (ウ) 他の事業に要した経費と明確に区分できる経費
- (エ) 財産取得となる場合は、所有権が補助事業者に帰属する経費

なお、見積り・発注が令和2年2月16日以前であっても、実際の導入(納品等)及びその支払いが補助対象期間内であれば、当該経費を補助対象にすることが可能です。

### 【補助対象とならない経費の例】

- 補助対象期間内に事業を実施したものの、その支払いが補助対象期間外(令和3年4月1日以降)であった場合、当該経費は補助金の対象にできません。
- 国助成金の支給対象外となった経費(一部端末機器購入費を除く)はすべて対象となりません。

- 市外事業所において実施されるテレワークに要する経費はすべて対象となりません。

## (2) 補助対象経費一覧

補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

経費内容
テレワーク導入費、 機械装置等購入費

### ～各費目の説明～

#### テレワーク導入費 (国助成金の上乗せ補助)

##### 国助成金を活用したテレワーク導入に要した経費

- 国助成金の支給決定を受けて実施したテレワーク導入に要した経費のみが補助対象となります。テレワーク導入に係る事業であっても国助成金の支給対象外となったものは、すべて補助対象外となります。
- 国助成金の支給対象の経費のうち、市内事業所においてテレワークを実施した労働者に係る経費のみが対象となります。複数の事業所に跨る経費については、テレワーク実施者のうち、市内事業所に勤務している従業員のテレワーク実施者で按分をして計算してください。

【例】 テレワーク実施者：10名 (うち平塚市内事業所の従業員：3名)

複数の事業所に跨る経費：100万円

$100万円 \times 3名 / 10名 = 30万円$  (補助対象経費)

##### 【対象となる経費例】

- ・ 国助成金の対象となった経費のうち、市内事業所におけるテレワーク導入に係る経費

##### 【対象とならない経費例】

- ・ 国助成金の支給対象外となったもの
- ・ 市外事業所において実施されるもの

#### 機械装置等購入費

##### 国助成金の支給対象外となる機械装置等の購入に要した経費

- 国助成金の支給決定を受けて実施するテレワーク導入にあたり、国助成金の支給対象外となる機械装置等の購入に要した経費のみが対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。
- 国助成金の支給対象の事業のうち、市内事業所においてテレワークを実施した労働者に係る経費のみが対象となります。複数の事業所に跨る経費については、テレワーク実施者のうち、市内事業所に勤務している従業員のテレワーク実施者で按分をして計算してください。(計算方法は上記の例を参照)
- テレワーク導入にあたり、パソコン等の機械装置を購入した場合においては、市内事業所においてテレワークを実施する労働者数を超える数の購入は補助対象となりません。
- 機械装置等のうち、補助対象となるのはIT関連機器に限ります。

- 中古品を補助対象とすることは可能ですが、購入した中古品の故障や不具合など、メンテナンスにかかる費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。

**【対象となる経費例】**

- ・テレワークに利用するためのパソコン（本体、モニター、キーボード、マウス等）、タブレット端末、スマートフォン、会議用のカメラ・マイク、Wi-Fi ルーター等

**【対象とならない経費例】**

- ・国助成金の支給決定を受けて実施するテレワークと直接的な関連性がないもの
- ・国助成金の支給対象となったもの
- ・IT関連機器ではないもの（PC収納ケースやマウスパッド等）
- ・古い機械装置等の撤去、廃棄費用（設備処分費に該当するものを除く）

**（３）補助対象外経費**

原則として、（２）補助対象経費一覧に該当しないものは、すべて補助対象外です。

以下は、補助対象外となる経費の例であり、これら以外にも補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。

（ア）補助対象期間外に導入（納品）支払いが行われた場合

（イ）申請者以外の者が支払った経費

（ウ）他の取引と相殺して支払いが行われている場合

（エ）手形や小切手により支払いが行われている場合（原則は口座振込払いのみ）

詳細は「10 経費の支払い」を参照

（オ）日本国通貨以外で支払ったもの

（カ）購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分

（キ）補助対象経費と補助対象外経費が混同して支払われており、経費の区分が明確でないもの

（ク）親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引であるもの

「会社」には個人事業主、法人その他団体等を含みます

（ケ）一般価格や市場相場と比較し、著しく高額な場合

（コ）送料、運搬費、旅費、振込手数料、保険料、人件費、光熱水費等の間接経費

（サ）コンサルティング費用

（シ）自ら製作、改良するための材料費

（ス）広告宣伝費（ホームページ製作を含む）

（セ）消費税及び地方消費税、印紙代等

（ソ）その他、市長が補助金の対象として適切でないと判断するもの

## 8 補助金交付までのスケジュール

補助金の申請から交付までのスケジュールは以下のとおりです。

事業者	申請書、提出書類の準備 (市ウェブから申請書をダウンロード)	令和2年9月1日(火)～
事業者	補助金交付申請書兼実績報告書等の提出 (原則、郵送に限る。)	令和2年9月1日(火)～ 令和3年3月31日(水)【当日消印有効】
平塚市	申請書類の審査、交付・不交付決定 補助金交付決定兼確定通知書の送付	随時
<p>1 申請書類の審査は、到着順ではなくすべての内容及び添付書類に不備等がないことが確認できたものから行います。</p> <p>2 審査の結果、補助金の交付が適当ではないと判断された場合、不交付となることがあります。</p>		
事業者	補助金の請求	補助金交付額確定通知から30日以内
平塚市	補助金の交付	請求のあった日から30日程度

## 9 補助金交付申請方法

### (1) 申請書類の提出方法

令和2年9月1日以降に、次の宛先に補助金交付申請書類一式を送付してください。

#### 【書類の送付先】

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号  
 平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当  
 平塚市テレワーク導入支援補助金 担当 宛  
 電話：0463-21-9758 (平日8時30分から17時まで)

### (2) 申請書様式の入手方法

平塚市ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

[http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33\\_00081.html](http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33_00081.html)

### (3) 提出する申請書類

以下の書類を全て揃えたうえで提出してください。

提出書類	
1	平塚市テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
2	事業者情報調書(第2号様式)
3	国助成金の支給決定通知書の写し

4	国助成金の支給申請書の写し
5	国助成金の実施結果報告書の写し
6	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（申請者が法人の場合）
	事業を営んでいることを証する書類（申請者が個人事業主の場合）
7	市税完納証明書等、市税の滞納が無いことが確認できる書類
8	平塚市テレワーク導入支援補助金誓約書（第3号様式）
以下は、国助成金対象外経費の端末機器（パソコン・タブレット・スマートフォン等）に対する補助を受ける場合のみ提出してください。	
9	端末機器購入費に関する支出調書（第4号様式）
10	端末機器購入費の金額（内訳）が確認できる書類
11	端末機器の詳細が確認できる書類（単価1万円以上のものに限る）
12	端末機器の支払いが確認できる書類

#### （4）申請に関する注意事項

- 提出方法は、原則郵送のみとします。
- 申請書の受領後、交付決定まで2週間程度かかります。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書の控えを保管してください。
- 必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。
- 書類に不備等がある場合は受理しません。再提出いただき、内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。
- 申請書類の作成および提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。
- 審査の結果、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付額を確定することがあります。

## 10 経費の支払い（国助成金で支給対象外の端末機器を購入した事業者のみ）

### 国助成金で支給対象外となった端末機器を購入した場合のみご確認ください。

補助対象となる経費は、令和3年3月31日までに支払いが完了したものです。

支払いは、以下のいずれかの方法で行うことができます。それぞれの支払い方法について、必要書類が異なるので、ご注意ください。

#### （1）口座振込払い（原則）

経費の支払いは原則、口座振込払いです。

振込の際は、必ず申請書に記載の補助事業者名の口座で振込してください。他の名義の口座で振込がされた場合は、補助対象と認められない場合がありますので、ご注意ください。

**【必要書類】** 次のいずれかをご用意ください。

- ・銀行振込明細書（ご利用明細）の写し〔ATMから出力されるご利用明細票〕
- ・振込金受取書の写し〔窓口で振り込んだ場合〕
- ・通帳を開いた1・2ページ目、及び該当ページの写し
- ・ネットバンキングの決済画面のプリントアウト 等



(2) 現金払い(10万円(税抜)以下の支払いのみ)

1取引10万円以下の支払いに限り、現金払いが可能です。10万円超の支払いをした経費は全額補助対象外となります。

**【必要書類】** 次のいずれかをご用意ください。

- ・領収書(補助対象経費の品名、発行者、宛名、日付、金額の内訳が明記されているもの)
- ・レシート(補助対象経費の品名、発行者、日付、金額の内訳が明記されているもの)

(3) クレジットカード払い(1回払いのみ)

クレジットカードによる支払いの場合、1回払いのみ認めます。支払いは、必ず申請書に記載の補助事業者名のカードで行ってください。他の名義のカードで決済している場合は、補助対象と認められない場合がありますので、ご注意ください。

**【必要書類】** 次のすべてをご用意ください。

領収書又はレシート

- ・領収書(補助対象経費の品名、発行者、宛名、日付、金額の内訳が明記されているもの)
- ・レシート(補助対象経費の品名、発行者、日付、金額の内訳が明記されているもの)

カード会社発行のカードご利用代金明細書

- ・引落口座名義人が分かるページ
- ・補助対象経費の金額と、利用額の合計金額が分かるページ  
(インターネットによる明細を印刷したもの等。補助対象経費の金額と利用額が分かる箇所をご用意ください。)

クレジットカード決済口座の通帳を開いた1・2ページ目、及び該当ページの写し  
(クレジットカードの引き落とし(支払日)が補助対象期間内に完了している必要があります。)

## 11 交付決定及び交付額確定

交付申請に基づき、審査を経て補助金の交付決定の可否及び交付額を確定します。

- (ア) 審査結果は、書面(平塚市テレワーク導入支援補助金交付決定兼確定通知書)にて通知します。
- (イ) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- (ウ) 審査の結果、補助金交付申請額と補助金交付確定額が異なる場合があります。
- (エ) 補助金の交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

## 12 補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき
- (イ) 補助金を別の用途に使用したとき、またはしようとしたとき
- (ウ) 補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- (エ) 廃業、倒産等により、補助事業の実施が客観的に不可能となったとき

(オ) 申請要件に該当しないことが判明したとき

### 13 補助額確定後の手続き

補助事業者は、交付額確定通知から 30 日以内に、請求書を提出してください。請求書の様式は平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。

なお、請求書に平塚市テレワーク導入支援補助金交付決定兼確定通知書(第5号様式)の写しを添付してください。

なお、補助金の支払いは、書類の提出から 1 か月程度かかります。

### 14 その他注意事項

#### (1) 財産処分の制限

補助事業により取得した財産は、補助事業が終わった後も一定の期間(処分制限期間)は処分(補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ(処分する前に)市長の承認を受けなければなりません。承認を受けずに処分すると、補助金の返還を求められることがあります。

処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)に定める」耐用年数に相当する期間となります。

#### (2) 書類の管理

補助事業に関する書類(交付申請時等の市への提出書類、交付決定通知等の市から受け取った書類、経費支出の証拠書類等)は、令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間保存しなければなりません。

#### (3) 事業者名の公表について

補助金の交付を受けられた補助事業者に関しては、企業名、代表者名、住所、業種、補助金額等を公表する場合があります。

#### (4) アンケート調査の協力について

補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するため、アンケート調査を行う場合があります。また、ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人及び個社を特定できない形で公表する可能性があります。

#### (5) その他

本事業は、この募集要領によるほか、平塚市テレワーク導入支援補助金交付要綱の定めるところに従って実施されます。

## 15 各種申請書の記載例

1	【第1号様式】平塚市テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書.....	10
2	【第2号様式】事業者情報調書.....	13
3	【第3号様式】平塚市テレワーク導入支援補助金誓約書.....	14
4	【第4号様式】端末機器購入費に関する支出調書.....	15

第1号様式（第6条関係）

(1)

年 月 日

（宛先）

平塚市長

住所（所在地）

企業等名称

代表者職氏名

(2)

平塚市テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書

平塚市テレワーク導入支援補助金の交付を受けたいので、平塚市テレワーク導入支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額

補助金交付申請額【E + G】	767,000 円 千円未満切捨	(3)
-----------------	---------------------	-----

(1) 国助成金に係るもの

A	国助成金の支給決定通知書における支給決定額（確定額）	1,920,000 円	(4)
B	国助成金の助成率（1 / 2 または 3 / 4）	3 / 4	(5)
C	国助成金の交付対象経費	2,560,000 円	(6)
D	【C】のうち、市内の事業所におけるテレワーク導入に要した費用	1,654,560 円	(7)
E	【D】にかかる補助金交付申請額 （【D】× 1 / 4、または 100 万円のいずれか低い方の額）	413,000 円 千円未満切捨	(8)

(2) 国助成金対象外経費のもの

F	市内事業所において導入したテレワークの実施のために使用する 端末機器購入費の合計額 （第4号様式「端末機器購入費に関する支出調書」の合計額）	472,500 円	(9)
G	【F】にかかる補助金交付申請額 （【F】× 3 / 4、または 50 万円のいずれか低い方の額）	354,000 円 千円未満切捨	(10)

(1) 届出日(郵送日)を記入してください。なお、添付書類の発行日の日付(市税完納証明書等)の日付より、過去の日付にならないように注意してください。

【例】	○	申請書日付：10月5日	市税完納証明書日付：10月4日
	○	申請書日付：10月5日	市税完納証明書日付：10月5日
	×	申請書日付：10月5日	市税完納証明書日付：10月6日

(2) 【法人の場合】

- ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書と一致させてください。
- ・住所は本店の住所を記載してください。
- ・代表者印(登記印)を押印してください。

【個人事業主の場合】

- ・企業名称及び代表者職氏名の部分には、代表者の氏名のみ記載してください。
- ・住所は納税地住所を記載してください。
- ・印鑑はシャチハタ等のスタンプ印以外を押印してください。(必ずしも実印の必要性は無い)

(3) 下記(8)と(10)で求めた金額の合計を記入してください。

(4) ~ (6) 国助成金の情報を記載してください。

(7) 国助成金の交付対象経費のうち、市内の事業所におけるテレワーク導入に要した費用を記載してください。なお、複数の事業所に跨る経費については、テレワーク実施者のうち、平塚市内事業所に勤務している従業員のテレワーク実施者で按分をして計算してください。

【例】	テレワーク実施者：10名	(うち平塚市内事業所の従業員：3名)
	複数の事業所に跨る経費：100万円	
	$D = 100 \text{万円} \times 3 \text{名} / 10 \text{名} = 30 \text{万円}$	

(8) (7)で求めた数字に3/4を乗じた値、もしくは100万円のいずれか低い方の額を記入してください。なお、千円未満は切り捨ててください。

以下は、国助成金対象外経費を対象とした補助金です。該当がない場合は空欄で結構です。

(9) 市内事業所において導入したテレワークの実施のために使用する端末機器購入費の合計額を記入してください。なお、複数の事業所に跨る経費については、テレワーク実施者のうち、平塚市内事業所に勤務している従業員のテレワーク実施者で案分をして計算してください。(上記(7)の例参照)

また、第4号様式「端末機器購入費に関する支出調書」の合計額と一致するようにしてください。

(10) (9)で求めた数字に3/4を乗じた値、もしくは50万円のいずれか低い方の額を記入してください。なお、千円未満は切り捨ててください。

2 添付書類

すべての書類を揃えたうえで、申請してください。

事業者情報調書（第2号様式）	<p>【法人の場合】 ・履歴事項全部証明書等は、記載内容が現在と変更が無ければ、発行日は問いません。</p> <p>【個人の場合】 ・平塚市内で事業を営んでいることが証する資料を提出してください。</p> <p>【例】開業届、確定申告書の写しなど</p>
国助成金（働き方改革推進支援助成金）の	
国助成金（働き方改革推進支援助成金）の	
国助成金（働き方改革推進支援助成金）の実施結果報告書	
<p>【法人の場合】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写</p> <p>【個人事業主の場合】事業を営んでいることを証する書類</p>	
市税完納証明書	申請書に記載した名称及び住所と一致するものを用意してください。
平塚市テレワーク導入支援補助金誓約書（第3号様式）	
<p>以下は、国助成金対象外経費の端末機器（パソコン・タブレット・スマートフォン等）に対する補助を受ける場合に必要です。</p>	
端末機器購入費に関する支出調書（第4号様式）	
端末機器購入費の金額（内訳）が確認できる書類	（例）請求書、見積書 など
端末機器の詳細が確認できる資料	（例）機器のカタログ、写真 など
端末機器の支払いが確認できる書類	（例）払込明細書、領収書 など

事業者情報調書

< 申請者の概要 >

(フリガナ)		〇〇〇〇ショクヒン	
名称 (商号または屋号)		〇〇〇〇食品株式会社	
本 社	本社住所	(〒100-0012) 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号	
	資本金	1,000万円 会社以外は記載不要	
	従業員数	160人 ----- 常時使用する従業員がいなければ「0人」と記入してください。	
	主たる事業	【以下のいずれか一つに(○)を選択してください】 市内事業所で営む主な事業を選択してください。 (○) 製造業、建設業、運輸業 ( ) 卸売業 ( ) サービス業 ( ) 小売業 ( ) その他の業種	
市 内 事 業 所	市内事業所の住所	(〒254-8686) 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号	
	市内事業所の 役員数・従業員数	役員数 2人	従業員数 50人 ----- 常時使用する従業員がいなければ「0人」と記入してください。
担 当 者 連 絡 先	(フリガナ)	ヒラツカ ジロウ	部 署 ・ 役 職
	氏名	平塚 次郎	総務部総務課 主査
	事業所の住所	(〒254-8686) 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号	
	電話番号	0463-〇〇-〇〇〇〇	FAX 番号 0463-〇〇-〇〇〇〇
	E-mail アドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp	

第3号様式（第6条関係）

（宛先）  
平塚市長

届出日（郵送日）を記入してください。

令和〇年 〇月 〇日

住所（所在地） 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号

企業等名称 〇〇〇〇食品株式会社

代表者職氏名 代表取締役 平塚 太郎

申請書と同一内容としてください。

平塚市テレワーク導入支援補助金誓約書

私は、平塚市テレワーク導入支援補助金交付申請に当たり、次のことについて誓約します。

記

- 1 同一内容で、国・県又は市町村の他の補助金等の支給を受けていません。（働き方改革推進支援助成金を除く）
- 2 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う者ではありません。
- 4 営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 5 本申請書の内容に虚偽はありません。

以上



第4号様式（第6条関係）

端末機器購入費に関する支出調書

	経費内容（品名/型番）	導入（納品）日	単価 （税抜き） 【A】	数量 【B】	小計 （税抜き） 【A】×【B】	添付書類チェック項目		
						金額（内 訳）が確認 できる書類	詳細が確認 できる書類 （単価1万円 未満は不要）	支払いが 確認でき る書類
1	パソコン本体 / DEF-GH50	R2年6月	150,000円	3	450,000円			
2	キーボード / IJK-HR	R2年6月	5,500円	3	16,500円			
3	マウス / IJK-VR	R2年6月	2,000円	3	6,000円			
4		年 月	円		円			
5		年 月	円		円			
6		年 月	円		円			
7		年 月	円		円			
合 計					472,500円	合計額は申請書の【F】と同額になるようにしてください。		

行が不足する場合は、行を追加してください。